平成２９年（フ）第２１号
秋田県湯沢市下院内字常盤町179番地
破産者　山入　　実
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第４３８号
新潟市南区七軒121番地11
破産者　守屋万里子（旧姓堤）
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１００１号
名古屋市守山区森孝東２丁目813番地　森孝東住宅３棟208号
破産者　かやば調剤薬局こと　市川　広高
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０８０号
名古屋市天白区鴻の巣１丁目1716番地　エディフィスコウノスＡ―102号
破産者　棚橋　勝利
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８３号
島根県大田市祖式町2616番地
破産者　和田　重信
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第８４号
島根県出雲市大塚町1150番地　グリーンハイツいなほ402
破産者　坂本　忠晴
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第１０２３号
広島市安佐北区亀山５丁目41番23号
破産者　雄飛（ｙｏｕ―ｈｉ）こと　圓尾　幸元
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０２４号
広島市安佐北区亀山５丁目41番23号
破産者　圓尾　礼子
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１号
北海道虻田郡洞爺湖町泉26番地１泉公園団地４棟203号
破産者　齋藤　裕一
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第２７３号
北海道旭川市大町２条８丁目77番地の７　フタバハイツＤ　103号室
破産者　市川　　明
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７９号
北海道上川郡東神楽町７号北１番地、住民票上の住所北海道旭川市西神楽北１条４丁目234番地の139
破産者　佐藤　宏毅
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９８号
北海道苫前郡苫前町字古丹別194番地の６
破産者　鹿内　敬貴
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５７号
釧路市若草町９番９号
破産者　中新井田巌
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第７５号
宮城県石巻市湊字鹿妻87番地４　コーポ宝福Ⅱ202号、前住所宮城県石巻市水押２丁目７番６号
破産者　秋山　晃範
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第２０３号
秋田市八橋イサノ１丁目10番22号　コーポＮｏ．10　６号
破産者　佐藤　伸一
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４８３号
横浜市港南区日野８丁目９番６―201号
破産者　渡辺　涼太
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５３９号
横浜市都筑区東山田１丁目22番11号
破産者　鵜飼　　達
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２０１号
横浜市中区日本大通36番地　シティタワー横濱2104号室
破産者　杉野　雅弘
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９３号
金沢市石引２丁目９番５号
破産者　メイツてらちこと　寺地　　繁
1　決定年月日　平成30年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部